

「幌延深地層研究計画令和5年度調査研究計画」に関する 道民の皆様からのご質問の募集について

1 目的

- ・ 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、幌延町における深地層の研究に関する協定書（以下「三者協定」という。）第8条に基づき、幌延深地層研究計画に係る「令和5年度調査研究計画」について、北海道と幌延町に対して提出がありました。
- ・ 北海道と幌延町は三者協定第14条に基づき設置した幌延深地層研究の確認会議（以下「確認会議」という。）を開催し、研究が三者協定に則り、令和2年度以降の幌延深地層研究計画に則して進められているかなどを確認いたします。
- ・ 確認にあたり、道では、令和5年度調査研究計画に関して、道民の皆様から質問を募集させていただき、今後開催する確認会議の場において、原子力機構に回答を求め、公表してまいります。

2 閲覧・配付資料

- (1) 「深地層研究所（仮称）計画」（当初計画）
 - (2) 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」
 - (3) 「幌延深地層研究計画 令和5年度調査研究計画」（概要版）
 - (4) 「幌延深地層研究計画 令和5年度調査研究計画」
- ※ 4月下旬に開催を予定している確認会議において、原子力機構から提出される資料についても、会議開催後、環境・エネルギー課ホームページにて速やかに公表いたします。

3 閲覧・配付資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ（経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課ホームページ）への掲載（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>）
- (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ① 北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課（道庁8F）
 - ② 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）
 - ③ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）総務課
 - ④ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）産業振興部商工労働観光課
 - ⑤ 幌延町役場（企画政策課）

4 募集期間

令和5年4月7日（金）～令和5年5月14日（日） ※必着

5 提出先及び提出方法等

(1) 提出先

- ① 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課 調整係宛
- ② FAX 011-222-5975
- ③ e-mail keizai.kanene1@pref.hokkaido.lg.jp
- ④ 環境・エネルギー課HPから提出（簡易申請フォーム）

(2) 提出方法

任意の様式により、住所、氏名（団体の名称）を記載の上、「研究計画」の内容についての具体的なご質問を記載し提出して下さい。

(3) その他

- ・ご質問は、日本語でお願いします。
- ・ご質問が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出して下さい。
- ・e-mailによりご質問を提出する場合は、ファイル形式をテキスト形式とし、その他の添付ファイルによる提出はご遠慮願います。

6 質問一覧の公表等

提出いただいたご質問については、確認会議の場においてご質問の一覧として、確認会議における回答等とともに議事録として公表します。

なお、公表の際には、提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。※個人情報に該当する部分は公表しません。

ご質問の公表は「3 閲覧・配付資料の入手方法」に準じて行います。